

各高齢者施設・事業所 管理者 殿
(県所管施設・事業所)

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
(公 印 省 略)

5類移行後の高齢者施設・事業所における対応について
(令和5年10月1日以降の取扱い) (第4報)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。感謝申し上げます。

高齢者施設・事業所におかれましては、5類移行後においても日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただいております。

冬の感染拡大期間に備え、令和5年10月以降の取扱いにつきまして、次のとおりお知らせしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 高齢者施設・事業所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の報告について(再掲)

高齢者施設・事業所内で職員・利用者が感染した場合は、次のア～エを御参照の上、発生報告をお願いします。

ア 報告対象

県が所管する全ての施設・事業所(※)

※市町村が所管する施設・事業所については、指定権者(各市町村)に御報告ください。

イ 報告時期

① 感染発生時

② 集団感染発生時(以下ア又はイのいずれかに該当するとき)

ア 新型コロナウイルス感染症による死亡者又は重症者が1週間内に2名以上発生したとき

イ 新型コロナウイルス感染者が10名以上又は全利用者の半数以上発生したとき

③ 感染終息時

ウ 報告方法

① 感染発生時及び、③ 感染終息時

宮崎県電子申請システムによる報告

○URL : <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/C69e080A>

② 集団感染発生時

宮崎県電子申請システムによる報告（上記URL）

所管保健所に対する電話報告

エ 備考

- ・ 県電子申請システムによる報告対象は、県所管施設・事業所のみです。
市町村所管施設・事業所については、指定権者（各市町村）への御報告をお願いします。
- ・ 県電子申請システムに御報告を行うことで、報告内容が所在市町村及び所管保健所と共有されます（県から受付完了メールを同時配信します）。

2 施設・事業所における感染対策について（再掲）

(1) 感染対策等の手引きについて

高齢者施設・事業所における感染症への基本的な考え方、日頃の対策、感染発生時の対応等については、「感染対策の手引き（[参考1](#)）」や、「感染対策事例集（[参考2](#)）」を御確認ください。「感染対策の手引き」は、令和5年9月25日付けで第3版に改訂されています。

なお、改訂により、第2版（40ページ）の「地域の感染症の流行時や介護施設内で感染症患者がいる場合には、必要に応じて面会や出入りする業者の制限を設ける」との表現は削除されました。各施設の実情に合わせた面会等の実施をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いがある利用者のケア等に当たる場合には、「施設内療養時の対応の手引き（[参考3](#)）」により御対応をお願いします。

(2) 医療提供体制の確保について

利用者が感染した場合に備え、あらかじめ協力医療機関、かかりつけ医等と往診等の対応方針を定め、利用者に必要な医療が提供される体制を確保いただくようお願いします。

(3) 新型コロナワクチン接種について

令和5年度については、春夏（5月8日から8月までを目処）及び秋冬（9月から12月までを目処）の2回の追加接種が予定されております。

所在市町村等と十分な連携を図りながら、希望する職員・入所者に対し接種できる体制の構築をお願いします。

(4) 衛生用品（ガウン・マスク等）の備蓄について

県では、感染発生時に当面の衛生用品が不足する場合、提供可能な体制（施設系サービスのみ）をとっていますが、提供数には限りもあるため、各施設・事業所においても日頃から十分な備蓄をお願いします。

3 県の支援策について

(1) 従事者への集中的検査について（抗原検査キットの配付）

感染拡大・集団感染を防止することを目的として、高齢者施設（施設系サービスのみ）の従事者（職員）を対象とした集中的検査（抗原検査キットの配付）を10月以降も継続して行います。

定点当たりの報告数が10以上のとき（オレンジ区分）から、抗原検査キットの配付を行います。配付を希望する施設は、令和5年7月3日付けでお送りしている通知によりお申込みください。キット配付に関する問合せは、次までお願いします。

（宮崎県新型コロナウイルス集中的検査事務局 TEL:050-5536-8895 受付時間:平日9:00～17:00）

(2) 医療用物資（衛生用品）の配布について

5類移行後においても感染対策が必要であることを踏まえて、高齢者施設（施設系サービスのみ）に対し、医療用物資（衛生用品）の配付が厚生労働省により行われておりますが、送付まで、なお時間を要することが見込まれています。

※配付希望の申込は、終了しております。

(3) サービス提供体制確保事業費補助金について（かかり増し経費の補助）

新型コロナウイルス感染症が発生した施設・事業所に対するかかり増し経費の支援である「介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」は、補助単価等を見直しの上、10月以降も継続します（参考4）。

なお、令和5年度（10月以降の感染発生によるもの）の申請受付については、一時停止しています。受付再開時期、様式等については、県ホームページで御案内しますので、随時御確認ください。

また、令和5年5月8日以降、主な対象経費における「③ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（施設内療養費）」については、一定の要件（医療機関との連携体制、感染対策、ワクチン接種等）を満たしている施設のみ補助対象となります（一定の要件の有無については、既に、県において調査を行ったところ）。

【主な対象経費】

- ① 緊急時の介護人材確保に係る費用（緊急雇用に係る費用、割増賃金・危険手当等）
- ② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用（消毒・清掃費用、衛生用品購入費等）
- ③ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（施設内療養費）

(4) 高齢者施設等往診対応医療機関支援事業費補助金について（往診を行う医療機関への補助）

高齢者施設内で療養する新型コロナウイルス感染症患者（施設内療養者）への医療提供体制の整備を図るため、高齢者施設への往診等を実施した医療機関に対する補助を実施しております（参考5）。

4 備 考

5類移行後の高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対応について（令和5年5月8日以降の取扱い）は、県ホームページに掲載しておりますので、御確認ください（[参考6](#)）。

○参考資料

【参考1】厚生労働省ホームページ「介護現場における感染対策の手引き 第3版」

○URL：[mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf)

【参考2】「新型コロナウイルス感染症対策事例集」（令和4年3月県福祉保健部作成）

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koresha/shingatakorona.html>

【参考3】厚生労働省ホームページ「施設内療養時の対応の手引き」

○URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf>

【参考4】県ホームページ「介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金」

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/covid-19/jigyosha/20200710161818.html>

【参考5】県ホームページ「新型コロナウイルス感染症高齢者施設等往診対応医療機関支援事業について」

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/covid-19/jigyosha/shisetsuoshin.html>

【参考6】県ホームページ「5類移行後の高齢者施設・事業所における新型コロナウイルス感染症対応について（令和5年5月8日以降の取扱い）」

○URL：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kenko/koresha/shingatakorona.html>

【問合せ先】	
○施設系サービスに関すること 担 当：長寿介護課施設介護担当 電 話：0985-26-7058 メール： shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp	○居宅系サービスに関すること 担 当：長寿介護課居宅介護担当 電 話：0985-26-7058 メール： kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp